

『一緒に育てる』を考える

パパの子育てアンケートから

3年度雇用均等基本調査(厚生労働省)によると、育児休業取得率は男性約14%、女性約85%でした。今回のアンケートでは、育休を取得していない男性は、会社の体制や自分の評価、収入面などの理由から「育休を取りたっても取れない」といった声が少なくありませんでした。

ここでは、さまざまな状況の中で工夫しながら子育てに関わっている男性の声、そして、これからパパになるかたへのメッセージを紹介します。

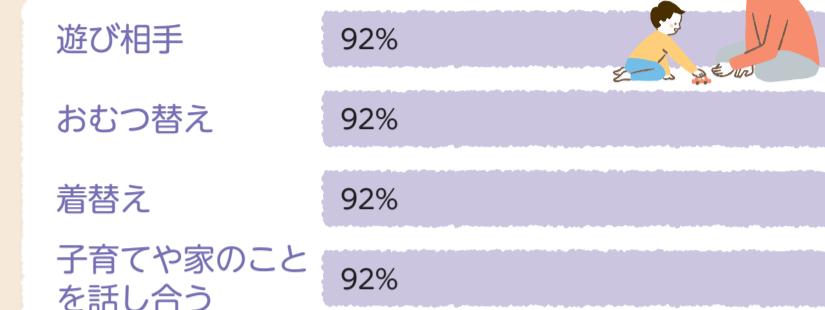


撮影に協力していただいた青野さんの育休体験談

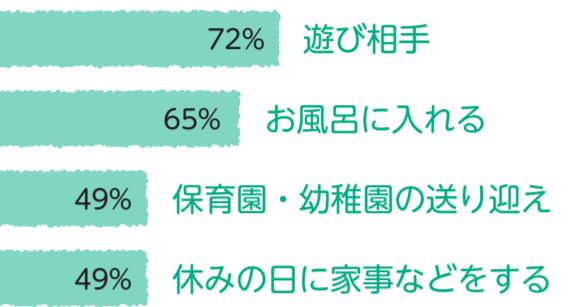
初めての育休を取ったのは、1人目の出産の時です。会社で前例がなかったため大変な面もありましたが、育休後、家庭も仕事も充実したことを上司が喜んでくれました。これがきっかけとなって、子どもが生まれる社員には育休取得の意向を、会社が確認するようになりました。遠慮せず育休が取れる環境になったことがうれしいです。

育休中は、いかに妻に寄り添うことができるかが大切。家事をやってみて、いかに大変かを実感しました。

パパがよくしていることベスト4 (複数回答)



パパにしてほしいことベスト4 (複数回答)



ママの子育てアンケートから

今回のアンケートでは、ママたちは「家事・育児ともにパパとママが同じにすべきものである」という意見だけでなく、男性の家事育児への関わり方に「もっと工夫してほしい」との意見もありました。その一方で「パパに感謝している」という意見も多くありました。



撮影に協力していただいた青野さんの育休体験談

上の子がママっ子だったので下の子の出産時は少し心配でしたが、パパの育休期間で変わりました。子どもと接する時間が長くなつたことで、上の子もパパに懐くようになったのが一番の変化です。育休中、パパは家事全般をやってくれました。午前中には上の子を遊びに連れて行ってくれたので、私は気持ちにゆとりができます。

\アンケートの声から /

育休を取得してどうでしたか？

子どもが初めて笑ったところを見ることができました。収入の低下だけでなく、会社での評価も長期的な影響がないか不安でした。でも、育休を取ったことで、子どもの笑顔も見ることができたし、子どもが懐いてくれていると感じます

妻の体調面のフォローも意識しました。母乳をあげる以外は私でもできるので、妻が全部背負うことはありません。育休を取ったことで、妻の体調をケアできてよかったです

家事と育児を全てできるようになりました。妻が家にいなくても子どもが泣かなくなり、育児の合間に、妻にはカフェで1人の時間を楽しんだり、旅行してリフレッシュしてもらったりしています

ママに感謝

- 子どもに対してよく接してくれています。十分に頑張ってくれていて、いつも感謝です
- 無理をせずに休める時は休んでほしいです

パパに感謝

- 休日前は、夜間の子ども対応を代わってくれて、ちゃんと寝られるようにしてくれます。私と同じ温度感で子育てをしてい、「今日こんなことがあった」と楽しく話す時間がストレス解消につながっています
- 夕食づくりを担当してくれています。何もしなくてもご飯ができるという安心感は大きいです

ママはこんなことを思っています

初めての子育ては手探り状態。産後1カ月は育休を取って、一緒に悩んだり調べたりしてほしかったです。父親の育休は3日間ほどだったので、もっと一緒に子育てに向き合う時間が必要だと思います

お出掛けの時に必要なものを把握してほしい
できるだけ早く帰宅してほしい。
家にいる時間を増やしてほしい

出産直後から4カ月くらいは1日の睡眠時間が細切れで、3時間ほどしか眠れませんでした。
夜のミルクを代わってほしかったです



子育て支援アプリ「めぐろ子育てホットナビ」は、予防接種の時期などをプッシュ通知でお知らせします

詳細は、区HP(コード①)をご覧ください。
区子育て支援課利用者支援係(5722-9596、3715-7604)

育児休業(育休)とは

- 男性、女性ともに取得することができます
- 子どもが1歳(保育所に入所できない場合は、最長で2歳)に達するまで取得することができます
- 父母ともに育休を取得する場合は、子どもが1歳2カ月に達するまでの1年間、申し出により育休の取得ができます(パパ・ママ育休プラス)

▶詳細は厚生労働省HP(コード②)をご覧ください ②

育休の制度が改正されました

- 男女ともに育休をより取得しやすくなるための制度改正です。
- 4年4月1日から
 - ▶育休を取得しやすい雇用環境の整備を義務化
 - ▶妊娠・出産を申し出た本人または配偶者に育休制度の個別周知や取得意向確認の義務化
 - ▶有期雇用労働者の育休取得要件だった雇用期間1年以上を廃止
 - 4年10月1日から
 - ▶産後パパ育休の創設、育休の分割取得が可能に
 - 5年4月1日から
 - ▶従業員1,000人を超える企業の育休取得状況の公表を義務化(年1回)

4年10月改正内容

- ①育休とは別に、産後パパ育休(出生時育児休業)制度が新設。出生後8週間以内に4週間(28日)を限度として、2分割して取得できます
- ②育休を分割して取得できるようになりました。男女ともにそれぞれ2回まで取得することができます
- ③1歳以降の育休を延長する場合、夫婦が途中交代で取得できます

産後パパ育休は、通常の育休とは別に取得できるんだね。
しかも分割が可能だから家族や仕事の状況に合わせて取得できる!

育休取得のイメージ

